

令和2年9月9日

参議院議長 山東昭子 様

国際基準のタバコ対策を推進する議員連盟

会 長 尾辻秀久

幹事長 松沢成文

議員会館事務所における違法喫煙への対応の申し入れ

受動喫煙対策としての改正健康増進法が本年4月1日より全面施行され、議員会館を含む国会は第二種施設として喫煙専用室以外の屋内禁煙が義務付けられました。それにもかかわらず、議員会館の事務所で議員が喫煙する違法行為が横行していることが、別紙の通り報じられています。実際、立憲民主党の枝野幸男代表が、自らも違法に喫煙していたことを認めたとうえで、他の議員も多くが自室内で喫煙していることを8月末の会見で明らかにしました。

国権の最高機関であり、唯一の立法機関である国会を構成する国会議員自らの違法行為を見過ごすことは、法治主義を否定することにほかなりません。報道内容が事実だとすれば、違反者には指導や命令の後、30万円以下の過料が課されることとなります。

そこで、国会自ら自浄作用を発揮すべく、早急の実態を調査し、厳正に対処されることを求めます。

また、本法は、国会を議決機関として喫煙専用室での喫煙が可能な第二種施設に位置づける一方で、省庁等の行政機関は第一種施設として敷地内禁煙とする厳しい規制を設けています。こうした中、国会同様、第二種施設に位置づけられる全国の裁判所は、法の趣旨を踏まえ自主的に敷地内禁煙にしました。議員会館と同じ国会の一部である国会図書館も、同様に敷地内禁煙とし規制を強化しています。

三権に関わる機関のうち、司法機関と行政機関の施設が法の下に敷地内禁煙とする状況において、立法機関だけを例外とすることは議員特権との批判を免れません。国会議事堂と議員会館も敷地内禁煙として運用すべきです。

つきましては、本件について下記の通り対応されるよう強く申し入れます。

記

- 1 議員会館内の事務所での違法喫煙の実態を把握するために調査・報告を行うこと
- 2 違反者に対して法に基づき厳正に対処すること
- 3 議員会館内の喫煙専用室以外の場所での喫煙が違法であることの周知徹底を図ること
- 4 国会議事堂及び議員会館を敷地内禁煙として運用すること